**公益法人立入検査の実施状況について**

平成２０年１２月に現在の公益法人制度がはじまって以来、和歌山県では公益法人の

適正な運営を確保するため、所管する全ての公益法人を対象に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく立入検査を定期的に行ってきました。

　 このたび県内の全法人について一巡目の定期立入検査が終了したため、その実施状況や類型的な指摘・指導事項の内容についてとりまとめを行いました。

（１）検査対象法人数　　　　　　　 のべ１０３法人(９４法人）

（２）検査期間　　　　　　　　　　 平成２２年度～平成２９年度

（３）検査内容

事業活動及び組織運営の状況並びに関係書類の整備状況を下記の観点から検査実施年度の前年度の資料を中心に確認した。

　 ①公益目的事業が申請通り実施されていること

　 ②理事会・評議員会・社員総会が適切に実施されていること

　 ③定められた規則に則って法人運営されていること

　 ④財産が適切に管理されていること

　 また、次のいずれかに該当する場合は、検査翌年度に立入検査を行うことにより、

　 是正措置の実施状況の確認を行った。

　 ①公益目的事業の内容が認定した内容と大きく異なる場合

　 ②法人のガバナンスにおいて重大な問題がある場合

　 ③財産管理において重大な問題がある場合

　 ④重大な法令違反に該当する場合

　 ⑤その他認定基準を満たさない又は欠格事由に該当するおそれがある場合

○立入検査結果（指摘・指導事項）

指摘事項･･･法令又は定款に違反している場合及び公益目的事業が移行・公益認定申

　　　　　　　 請書のときに記載した事業内容と異なる場合

指導事項･･･法令又は定款に違反していないが、法人の定めた内規に違反している場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指摘・指導事項数 | 事業実施内容 | 法人運営 | 会計処理 | 合計 |
| 指摘事項 | ３２ | ２３６ | １１ | ２７９ |
| 指導事項 | ５２ | ３９ | １１ | １０２ |
|  | ８４ | ２７５ | ２２ | ３８１ |

※指摘・指導事項なしの法人・・・１１法人